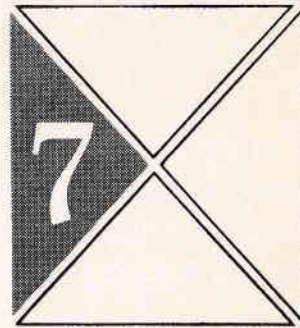


現代労働問題講座

責任編集 大河内一男・有 泉 亨
金子美雄・藻利重隆

職業訓練



有 斐 閣

講座の扉

現代労働問題講座

第7巻

職業訓練

職業訓練と職業教育

細 谷 俊 夫

トレーニングとエデュケーションとはいろいろな意味で区別して使われるが、職業人としての発達をはかる活動の面では、それが職業訓練と職業教育の区別となって現われる。すなわち、職業訓練は特定の職業的技能の訓練に終始するのに対し、職業教育は、職業の基礎になる知識や技能を幅広く習得し、それらを駆使して理論的ないし実践的な問題を解決する能力を高めることをその眼目としている。

しかし、このように職業訓練と職業教育とを峻別することが現実に即さないものであることは、いろいろな場面に現われてきている。最近はやや緩慢になってきているようにみえるが、技術革新が生産現場に浸透しはじめた1959～60年頃、大企業が競って企業内教育施設を設ける現象がみられた。そこに含まれるものの種類は多種多様で、学校法人による高校として工業課程を設けるもの、女子作業員を対象にして一般的教養の向上をはかるものなどあるが、それらのほかに、中堅技能者の養成を目的として、工業高校に準ずる教育を施す学校が目立っていた。いずれも大企業の経営する学校で、工業高校に準ずる教育課程を設け、専任の教員を配置し、独立した施設で教育を実施している。

こうした施設の行なっている職業技術教育は、端的に言えば、職業訓練と工業高校教育の中間形態とみることができる。つまり、技術革新の進展によって労働力の構成が質的に大きく変化し、技能の習得だけに頼る伝統的な技能者養成の方式ではもはやこれに対処できなくなってきた。こうして、高校の普通教科や専門教科を大幅に取り入れた職業技術教育の形態を生むことになったのである。ここに職業訓練と職業教育との融合が始まったといえる。

職業訓練と職業教育とが密接に噛みあうもう一つの場面は、企業内教育と高校教育との連携制度である。この連携制度が具体化したのは1961年10月の学校教育法改正で、高校の定時制課程または通信制課程に在学する者が、「文部大臣の指定する技能教育のための施設」で教育を受けているときは、その施設での学習を高校の教科の一部の履修とみなすという道が開かれた。この方策が具体化するについては、技能者養成制度発足の当時の懸案になっていた二重通学の弊害をなくすという労務管理上の問題を解決するという消極的な理由があっただけではなかった。この時点でこの措置がとられたことには、事業内職業訓練のもつ技能主義の教育だけでは、技術革新に対応する中堅技能者の養成が不十分であり、ぜひとも生産技術の根底にある理論的知識を身につけることの必要が、企業側にも認識されてきたという積極的理由があったといっていよい。連携制度はいまだ十分な普及をみていないが、職業訓練と職業教育との融合が行政的な方策として積極的に取り上げられたことは、産業教育の発達のうえに劃期的な意義をもっているといっていよい。

* * *

ところで問題は、職業訓練と職業教育が緊密な関連をもちかけてきているにもかかわらず、政府の施策のうえでは、依然として職業訓練は職業訓練、職業教育は職業教育というようにあくまでも二元的に捉えられていて、これを一元化して産業教育の将来のヴィジョンを立てようとする意欲に欠けているようにみえることである。その好例が、1966年10月に出された中央教育審議会の「後期中等教育の拡充整備について」の答申である。

この報告は、世界の教育改革の動向から説き起こし、わが国の教育の問題点と

して、学校中心の教育観と学歴偏重の傾向、片寄った能力観と職業に対する偏見、学校教育の形式的平等と画一化の3点にまとめているが、要するに、能力に応じた教育を保障するために後期中等教育を多様化することを主張しているのであるから、職業訓練は当然、問題の焦点におかれなければならないはずであった。ところが、後期中等教育の拡充整備のための具体的方策として取り上げられているのは、高校教育の改善、各種学校の整備、青年学級を中心とした勤労青少年の教育機会の保障、青少年団体などの社会教育活動の充実などで、職業訓練施設の問題には一言も触れていない。

答申が職業訓練の問題に一言も触れていないというのはあるいは誤りかも知れない。勤労青少年に対する教育の機会の保障について、「15歳から18歳までの青少年であって、現にいずれの教育訓練機関（文部省所管以外の職業訓練施設等を含む）にも在籍していないすべての者に対して、後期中等教育の機会を保障するため、別種の恒常的な教育機関を設置する」と述べているからである。しかしここでの表現は、「職業訓練施設を含む教育訓練機関」を除く教育機関を問題にしているのであり、具体的には青年学級制度を指すものになっている。それでは、職業訓練施設を含む教育訓練機関のことは別のどこかで問題にしているのかと思うと、それは全くないわけだから、結局、全然問題にしていないことになるのである。

中教審が教育改革問題の面で、職業訓練の問題に触れることをことさらに回避しているようにみえるのは、今回の答申ばかりではない。すでに1957年10月の「中堅産業人の養成」についての答申や、翌58年4月の「勤労青少年教育の振興方策について」の答申についても全く同じことがいえる。とくに後者の答申は技能検定制度を拡大して広く国家的検定を実施するというような、職業訓練と密接な関係のある事項を取り上げていながら、肝心の職業訓練そのものには言及していないのである。その点では同じ政府の審議会の答申でも、経済審議会の「人的能力政策に関する答申」の方がはるかに实际的で、中等教育の完成と職業訓練体系の整備とを同一の次元で取り扱っている。そしてそこで出された、定時制高校の4年を前期課程2年、後期課程2年に分け、この前期課程を認定職業訓練に含

めて履修できるようにするという提案のようなものは、今改めて検討してみる価値があるのではないかと考えるのである。

* * *

上述のように中教審の後期中等教育についての答申は職業訓練を棚上げにしているが、実際には職業訓練との関連を考えずにはその具体的方策は推進できないのである。まず、高校教育の改善について職業教育の分野の多様化をはかるとあるが、化学工学・計測技術・食品化学のような新しい分野のほか、従来工業高校の学科になかった溶接・板金・鍛造・石油化学・化学分析・建築製図などの学科の設置を考えることになれば、それは当然、職業訓練の職種との重複を生ずるのであろうし、とくに職業に必要な技能を短期に習得させる制度を高校教育の一部として設けるとなれば、職業訓練施設の高校化を招来することになる。職業資格の問題を各種学校だけについて問題にするのも片手落ちで、それは当然、職業訓練の問題を含めて考えねばならなくなる。

高校と技能教育施設との連携を強化するために、認定科目の範囲を広げること、週1日程度昼間に就学できるような措置をとること、一定の期間ごとに勤労と修学とを交互に行なう方途を積極的に拡大することなど、きわめて実務的な事項を掲げているが、これらを円滑に実施に移すためには、職業訓練と学校による職業教育とを有機的に関連させる方策が強力に推し進められることがその前提条件となるのであって、ここにおいて労務管理は独自の教育的機能を発揮しなければならないであろう。

(筆者は東京大学教育学部教授)

編者紹介

大河内 一男 東京大学総長 金子 美雄 公労委公益委員
有 泉 亨 東京大学教授 藻 利 重隆 一橋大学教授

執筆者紹介(執筆順)

岡 本 秀 昭	東京都立大学助教授	司 馬 正 次	北海道大学産業教育計画研究室
松 本 洋	雇用問題研究会	古 谷 慶 寿	日本産業訓練協会事務局次長兼開発部長
青 島 賢 司	陸上貨物運送業労災協会理事	吉 岡 正 之	富士電気事務管理部長兼研修所長
都 崎 雅 之 助	茨城大学名誉教授	萬 成 博	関西学院大学教授
田 沼 肇	法政大学教授	久 米 勝	三菱電機通信機製作所営業部長
中 込 友 美	日本産業教育学会理事	中 山 三 郎	日経連労働経済研究所所長
最上谷 長一	岩手労働基準局長	小山田 英一	東京商工会議所労働課
石 川 淳 二	労働省職業訓練局主任職業訓練指導官	野 口 敏 子	労働省婦人少年局婦人労働課課長補佐

職業訓練

現代労働問題講座 第7巻

1967年4月5日 初版第1刷印刷
1967年4月10日 初版第1刷発行

定価 800 円



編 者

大河内 一男
有 泉 亨
金子 美雄
藻 利 重隆

発 行 者 江 草 四 郎

東京都千代田区神田神保町3-17

発 行 所 株式会社 有 斐 閣

電話 東京 (265) 681-1 (代表)
振 替 口座 東京 370 番

印刷・凸版印刷株式会社 製本・株式会社高陽堂

©1967, 大河内一男・有泉亨 金子美雄・藻利重隆. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替いたします。